

第3回「京都市都市計画施設等見直し検討委員会」

議 事 次 第

日時 平成24年8月9日（木）

午後6時から午後7時30分まで

場所 右京区総合庁舎 大会議室2（5階）

1 開会

2 議事

(1) 都市計画施設等見直し指針について

3 閉会

配布資料

- ・議事次第, 委員名簿
- ・資料1 第2回検討委員会での審議内容及び対応方針について
- ・資料2 都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の見直し指針（案）に対する御意見の募集（パブリックコメント）について
- ・資料3 見直し手順について
- ・資料4 市民意見募集等について
- ・参考資料 都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の見直し指針（案）に対する御意見の募集（パブリックコメント）について（第2回検討委員会資料）

京都市都市計画施設等見直し検討委員会委員

(敬称略，五十音順)

区 分	氏 名 (敬称略)	備 考
市 民 委 員	金 井 美 佐 子	京都市地域女性連合会常任委員
学 識 経 験 者	須 藤 陽 子	立命館大学法学部法学科教授
	久 隆 浩	近畿大学総合社会学部 総合社会学科環境系専攻教授
	槇 村 久 子	京都女子大学現代社会学部教授
	松 中 亮 治	京都大学大学院工学研究科准教授

第3回「京都市都市計画施設等見直し検討委員会」について

日 時：平成24年8月9日（木）午後6時～午後7時30分

場 所：サンサ右京（右京区総合庁舎）5階 大会議室2

委 員：金井委員（欠席）、須藤委員、久委員、槇村座長、松中委員

議事内容：都市計画施設等見直し指針について

《事務局（都市計画課）から「都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の見直し指針（案）」に対する御意見の募集（パブリック・コメント）について（資料2）の説明》

（久委員）都市計画公園・緑地の見直し手順において、「都市計画決定理由の検証」が現状に適合していないにもかかわらず、「関連する都市計画道路と連携した整備の有無」が「有り」となるだけで存続となることに違和感がある。

（槇村座長）具体的な事例を想定して説明してほしい。

（事務局）実態として、都市計画道路と連携して整備が必要な都市計画公園は近年都市計画決定されたものであり、理由が現状と適合していないものはない。

（久委員）見直し手順において、「関連する都市計画道路と連携した整備の有無」の評価は、誤解を招くおそれがあり、整理しておくべきである。

（事務局）見直し手順を整理する。

整備する側の優先順位を検討するフィルターとして、救援物資の輸送や避難路となる防災面で重要な都市計画道路と、避難場所となる公園との救援活動や避難における連携の視点がある。

（久委員）見直しに関する評価の視点に、防災上の観点から整備が必要であることを示すべきである。

（事務局）見直しに関する評価の視点に防災上の観点を加筆する。

（松中委員）土地区画整理事業の見直し手順において、土地区画整理事業を「廃止」とした後の「土地区画整理事業の活用」とはどういうことが考えられるのか。

（事務局）地域住民と市の協働によるまちづくり活動の中で、市街地環境を改善する事業手法として、必要に応じて新たな区域で土地区画整理事業が実施されることが考えられる。P.15の「多様なまちづくり」の中で「部分的な土地区画整理事業」を例として記載している。

（槇村座長）P.20の「市街地環境改善に必要な事業手法を検討」とは、P.15の「多様なまちづくり」のことを想定しているならば、表現を統一するべきではないか。

（事務局）表現の整合を図る。

（須藤委員）現在の土地区画整理事業を「廃止」した場合でも、必要に応じて新たな区域で土地区画整理事業を行うことがあることを分かりやすく示す必要がある。

（槇村座長）土地区画整理事業を一旦「廃止」して、次のステップに進むということか。

(久委員) 土地区画整理事業の見直し手順において、「市街地環境改善に必要な事業手法を検討」が、土地区画整理事業を「廃止」した場合の次のステップであることを分かりやすく示す必要がある。

(事務局) 現在の土地区画整理事業を今回の見直しで「廃止」した場合、「市街地環境改善に必要な事業手法を検討」は次のステップであることが分かるように修正する。

(久委員) 「都市計画決定理由(当初)」に適合していない場合で、理由を変更して「存続」させることを想定しているのか。

(事務局) 「都市計画決定理由(当初)」が適合していなければ、「市街地環境改善の必要性の評価」を踏まえ一旦「廃止」することを考えている。見直し後に、「市街地環境改善に必要な事業手法を検討」する中で、必要な場合は改めて土地区画整理事業を都市計画決定することを考えている。

(槇村座長) 「概要版」と「詳細版」を分けたことで、市民にも見やすくなった。また、「土地区画整理事業施行位置図」を掲載したことで、土地区画整理事業の整備状況も分かりやすくなったが、庁内の関係課以外で資料をチェックする機会はあるのか。

(事務局) パブリック・コメントの実施までに庁内のヒアリングを行う。文字の大きさや、分かりにくい用語など、庁内で分かりやすいかどうかチェックを再度行う。

(松中委員) P. 1 では、都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の説明に絞った方がよいのではないか。

(事務局) 都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の説明に絞って整理する。

(久委員) P. 1 では、都市計画公園・緑地は「施設単体」、土地区画整理事業は「面的な事業」であることを説明するべきであり、「都市計画とは」の説明は不要ではないか。

(槇村座長) 「概要版」は「詳細版」を見なくとも、都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の概要が分かるようにするべきである。

(松中委員) P. 1 「整備パターンのイメージ図」は単体(都市計画公園・緑地)整備と面的(土地区画整理事業)整備のイメージ図のエリアが同じ大きさに見えるため、公園と土地区画整理事業のスケール感が違うことを分かりやすく示す必要がある。

(久委員) P. 1 「整備パターンのイメージ図」は情報量が多すぎるため、強弱を付けて分かりやすくする必要がある。

(事務局) 「都市計画とは」は、市民に都市計画を説明するために掲載しているが、情報量が多いため、「整備パターンのイメージ図」と併せて修正する。

(松中委員) P. 3 の「京都市都市計画施設等見直し検討委員会とは」の説明は、検討委員会が P. 3 の本文に出てこないためコラム的な位置付けにしてはどうか。

(事務局) 「京都市都市計画施設等見直し検討委員会とは」の配置を検討する。

(須藤委員) P. 5, P. 7 の「未着手を含む都市計画公園・緑地位置図」及び「未着手を含む土地区画整理事業位置図」は、それぞれ「経過年数」と「年代」を示す図となっている。P. 4, P. 6

の「未着手の一覧表」には「経過年数」を追加するべきではないか。また、「未着手の一覧表」のタイトルは「見直し対象」と分かるようにするべきではないか。

（事務局）経過年数を追加するとともに、タイトルを修正する。

（久委員）担当課でない人のチェックが必要である。例えば、「みどり」という文言は、一般の方には分かりにくいため注釈が必要ではないか。

（事務局）注釈を付ける。

（槇村座長）今回の検討委員会で見直し指針（案）を決定したいと考えていたが、多数の御意見をいただいたため、事務局は各委員の指摘事項を踏まえ修正すること。また、細かな修正は座長預かりとするが、修正内容はパブリック・コメント前に各委員に説明し、調整すること。

（事務局）指摘事項を修正し、各委員に修正内容を説明、確認後にパブリック・コメントを実施する。

（事務局）パブリック・コメントは9月中旬頃からを予定しており、パブリック・コメントで頂いた意見については事務局で取りまとめのうえ、必要に応じて見直し指針の修正案を作成する。また、次回の検討委員会では個別の都市計画公園・緑地及び土地地区画整理事業の見直し案について検討していただきたいと考えている。

以上